

令和5年度

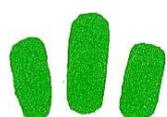
いなば



八栄島第二揚水機場・ファームポンド上空より

目次

発刊にあたり	1	令和5年度配水計画について	8
令和3年度事業報告	2	田んぼダムの取り組み	11
令和3年度決算報告	3	多面的活動のチェックポイント!!	14
令和3年度財産状況	5	お知らせ等	15
令和5年度予算	6	令和5年度 事務局体制	17
令和5年度事業概要	7	いなば基本理念	18

 **みどり
水と里ネット いなば**

因幡堰土地改良区

〒999-7601

山形県鶴岡市藤島字笹花16番地2

Tel 0235(64)2169

Fax 0235(64)2040



いなばだより発刊にあたり

水土里ネットいなば

理事長 齋藤 豪

総代並びに組合員関係者各位におかれましては、本区の運営並びに事業推進に際し多大なるご支援とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、土地改良区の運営基盤となる経常賦課金は、計画的な事業の導入や積極的な経費の削減に努めることで、平成3年度の9,900円を最高として現在では4,400円まで抑えてまいりましたが、長引くコロナや紛争の影響、異常気象などによっては物価の上昇が始まっており、特に燃料価格に起因する電気料金の高騰は、いよいよ令和5年度より管内のパイプ維持地区の賦課金を上げざるを得ないところまで達しました。そこで本年度より本区では、庄内赤川土地改良区との共同財産である小水力発電導入によって削減された予算の範囲内で、区域全地区でこのパイプ地区を支援できるよう新たなルール化を図りました。この支援につきましては、八栄島地区の揚水機場とファームポンドとの運用によって、これまでパイプ地区で利用されなかった農業用水（無効放流）をオープン地区において有効活用できるようにし、結果として管内のオープン地区では通常より約20%増量の配水を実現していることがこのパイプ地区支援の根拠となっているものです。本区は、これからも「ONE TEAM」として、持続可能な地域農業の共助共栄を目指してまいりますので、何とぞこの点につきましてご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、土地改良区が推し進める土地改良事業の効果につきましては、国内農業の生産力と競走力の更なる強化のほか、農業農村の防災減災対策に資するものとして期待されますが、今年度より国土交通省では、近年の気象変動などの影響による豪雨や洪水などの災害によって、全国各地に甚大な人的被害や経済損失が発生していることから、上流から下流までの流域全体を俯瞰した考えのもとに、関係省庁の連携強化を図りながら自治体はもとより、企業、住民などあらゆる関係者総動員の流域治水への転換と、これら取り組みの促進を図るために「流域治水オフィシャルサポーター制度」を創設いたしました。本区管内において既に実施している田んぼダムこそが、流域全体で取り組むことで最も効果が発揮できる有効な治水対策であることは論を俟たないものであり、本区としても流域治水オフィシャルサポーターとして、これまで以上に「流域治水」に資するよう周知に努めながら、この取り組みが農家や保全組織の評価や対価に結び付くよう更なる支援強化を図ってまいります。また、現在農林水産省では、市場ニーズのある畑作物の定着を図るために水田活用の直接支払交付金などの廃止を伴う畑地化促進事業を新設し、更には土地改良区がこの畑地化の阻害要因とならないよう畑地化定着を決めた農家については、その水田を畑にすることで発生する土地改良区の地区除外決済金等の支援まで謳うなど、水田の畑地化を一気に加速させようとしています。この水田の畑地化促進にあたっては、土地改良事業の推進や土地改良区運営に大きな影響が懸念されることから引き続き現場の事情を踏まえて必要な措置を講じてまいります。

本区は、これからも土地改良事業が果たすべき農村振興と新たな地域づくりを見据えながら、農村の新たな価値を生み出せるよう機動力ある組織づくりに努め、それぞれの地域の期待に応えられるよう精励する所存でございますので、引き続き関係者各位におかれましては、これまで同様忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

最後になりますが、総代並びに関係者各位におかれましては、これまで同様に引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度事業報告

地区及び組合員の状況

① 地区（総面積 13,810,108㎡） (㎡)

地区別	R3年度末地積	前年度末地積	比較増減
一般全地区	13,810,108	13,810,630	△ 522
一般パイプ地区	3,489,076	3,489,076	－
圃場オープン地区	7,154,175	7,154,175	－
圃場パイプ地区	3,478,518	3,478,518	－
柳久瀬地区	582,451	582,451	－
後田地区	488,985	488,985	－
第3事業区地区	370,361	370,361	－

② 組合員 (名)

地区別	令和3年度末	前年度末	比較増減
第1選挙区（櫛引、羽黒）	186	185	1
第2選挙区（藤島）	374	376	△ 2
第3選挙区（八栄島）	295	297	△ 2
計	855	858	△ 3

施設維持管理の状況

○ 維持管理費 (円)

費目	金額	摘要
土砂浚渫草木刈払費	823,000	
幹線水路等修繕費	552,000	
管理道路補修費	297,000	
補水ポンプ費	650,000	
揚水機管理費	10,018,000	一般 1,614,000 パイプ 8,404,000

会議の開催状況

区分	総代会	理事会	監事会	委員会
回数	2回	6回	4回	1回

賦課金の納入状況

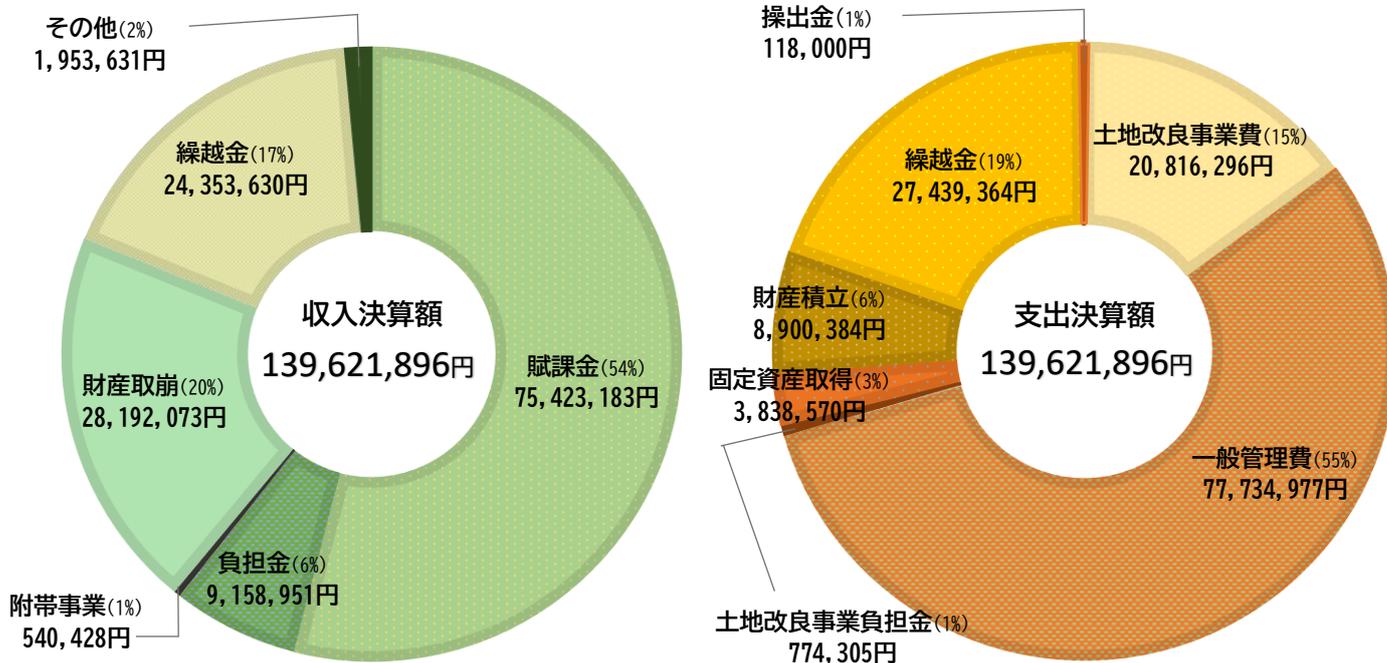
(円)

賦課区分	令和3年度				過年度		
	調定額	納入額	未納額	徴収率	調定額	納入額	未納額
一般全地区	62,147,701	61,904,113	243,588	99.6%	747,482	379,049	368,433
一般パイプ地区	11,164,992	11,104,503	60,489	99.5%	178,445	19,644	158,801
圃場オープン地区	1,430,687	1,430,687	0	100%	－	－	－
圃場パイプ地区	695,585	695,585	0	100%	－	－	－
柳久瀬地区	116,472	116,472	0	100%	－	－	－
後田地区	97,770	97,770	0	100%	－	－	－
第3事業区地区	74,053	74,053	0	100%	－	－	－
合計	75,727,260	75,423,183	304,077	99.6%	925,927	398,693	527,234

令和3年度決算報告

令和4年度第一回臨時総代会が令和4年8月10日に開催され、令和3年度の収支決算書、財産目録、事業報告書が承認されました。

① 一般会計収支決算



収入

支出

(円)

項目	収入済額	項目	支出済額
1 土地改良事業収入	84,677,176	1 土地改良事業費	20,816,296
2 附帯事業収入	540,428	2 一般管理費支出	77,734,977
3 基本財産運用収入	50,223	3 土地改良事業負担金支出	774,305
4 特定資産運用収入	15,997	4 固定資産取得支出	3,838,570
5 業務委託料収入	960,300	5 基本財産積立支出	5,889,345
6 雑収入	714,069	6 特定財産積立支出	3,011,039
7 基本財産取崩収入	10,421,000	7 雑支出	0
8 特定財産取崩収入	17,771,073	8 会計内繰出金	118,000
9 固定資産売却収入	0	9 予備費	0
10 会計内繰入金	118,000	10 翌年度繰越金	27,439,364
11 繰越金	24,353,630		
計	139,621,896	計	139,621,896

② 積立金

(円)

積立金名	収入済額	支出済額	繰越額
1 償却財産等減価償却積立金	3,079,418	2,000,000	1,079,418
2 事業積立金	210,763,151	8,421,000	202,342,151
3 職員退職給与積立金	46,271,177	16,906,240	29,364,937
4 役員・職員退任慰労積立金	3,226,389	750,000	2,476,389
5 転用決済金	235,482	114,833	120,649
計	263,575,617	28,192,073	235,383,544

③ 赤川地区共同管理費

(円)

会計区分	予算額	収入決算額	支出決算額	差引残高
赤川地区共同管理費	114,142,000	117,740,343	104,029,258	13,711,085

④ 財産目録

〔資産の部〕

(円)

摘 要	金 額
(1) 流動資産（一般会計現金預金等）	29,025,108
(2) 固定資産（基本財産、特定資産及びその他固定資産等）	796,099,284
資 産 合 計	825,124,392

〔負債の部〕

(円)

摘 要	金 額
(1) 流動負債（未払金及び預り金等）	1,281,667
(2) 固定負債（各種引当金等）	33,406,370
負 債 合 計	34,688,037

〔正味財産の部〕

(円)

摘 要	金 額
(1) 一般正味財産	329,978,834
(2) 指定正味財産	460,457,521
正味財産合計	790,436,355

令和3年度財産状況

貸借対照表

(単位：円)

科目	一般会計
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	27,614,531
未収賦課金等	304,077
その他未収金	1,106,500
固定資産	
基本財産	229,348,721
特定資産	555,052,072
その他固定資産	11,698,491
資産合計	825,124,392
負債の部	
流動負債	
未払金	967,698
預り金	313,969
固定負債	
退職給与引当金	32,084,370
役員退任慰労引当金	1,322,000
負債合計	34,688,037
正味財産の部	
指定正味財産	460,457,521
一般正味財産	329,978,834
正味財産合計	790,436,355
負債及び正味財産合計	825,124,392

正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	一般会計
一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	
土地改良事業収入	84,981,253
附帯事業収入	540,428
基本財産運用収入	50,223
特定資産運用収入	15,997
所有土地改良施設受贈益	27,287,877
受取業務受託料	960,300
雑収入	315,376
会計内繰入金	118,000
経常収入計	114,269,454
(2) 経常支出	
土地改良事業費	20,816,296
減価償却費	30,552,647
一般管理費	66,389,436
土地改良事業負担金	774,305
会計内繰出金	118,000
経常支出計	118,650,684
当期経常増減額	△ 4,381,230
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収入	
(2) 経常外支出	
固定資産除却損	4
経常外支出計	4
当期経常外増減額	△ 4
当期一般正味増減額	△ 4,381,234
一般正味財産期首残高	334,360,068
一般正味財産期末残高	329,978,834
指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	△ 27,287,877
当期指定正味財産増減額	△ 27,287,877
指定正味財産期首残高	487,745,398
指定正味財産期末残高	460,457,521
正味財産期末残高	790,436,355

土地改良法の改正により貸借対照表の作成が義務となり、本区では令和2年度より複式簿記を導入しております。

資産管理の効率化、記帳誤りや不正防止になるメリットがあります。



監査報告書

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）事業報告書並びに一般会計収支決算書及び財産目録について、令和4年7月6日、7日に各関係書類の提出を求め、詳細に監査を実施した結果、適正に執行されていることを確認しましたので、ご報告致します。

総括監事 富 樫 俊 昭
監 事 齋 藤 智

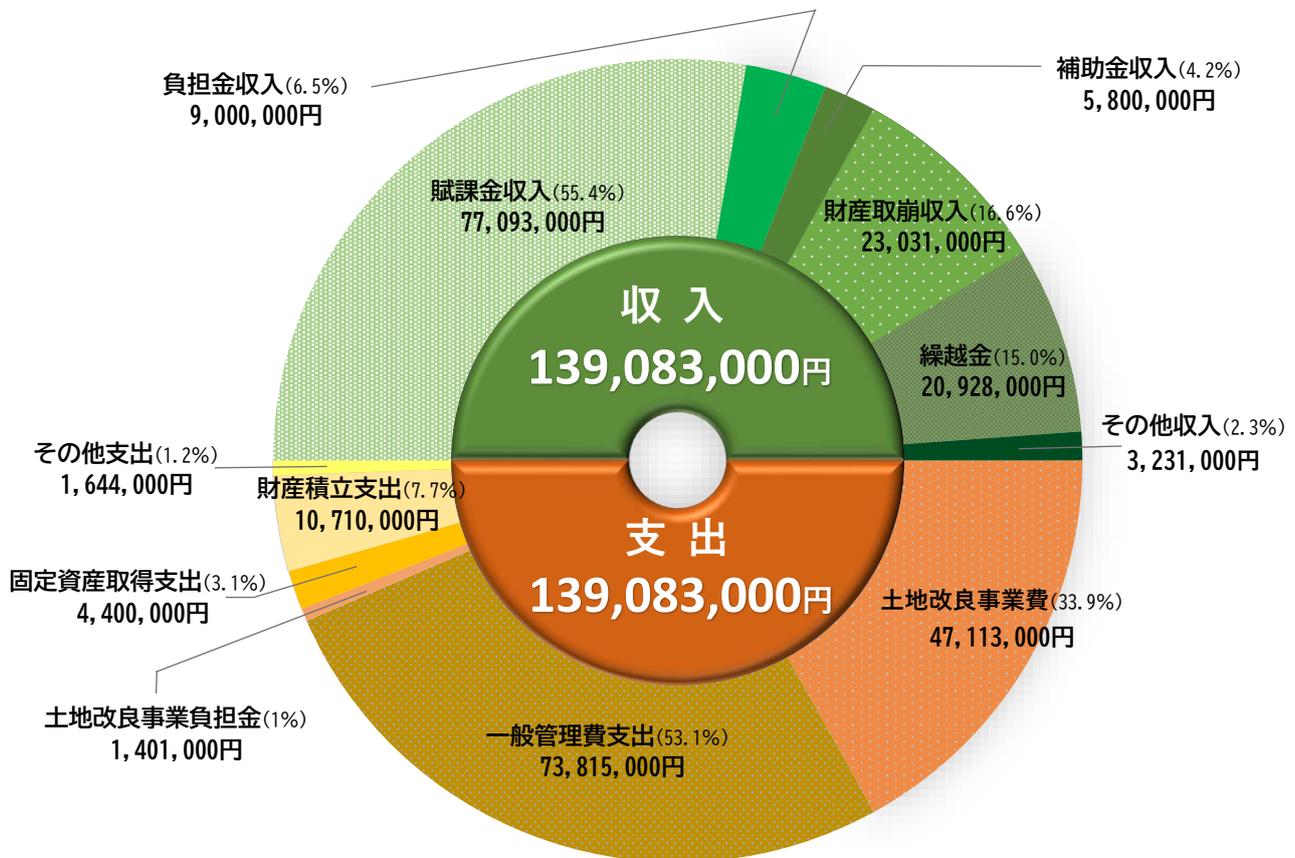
令和5年度予算

令和5年3月10日、因幡堰土地改良区事務所に於いて通常総代会が開催され、各議案について慎重に審議がなされ、全議案が原案どおり可決されました。

一般会計収入

(円)

款	本年度予算	前年度予算	比較		割合(%)
			増	減	
土地改良事業収入	86,791,000	84,325,000	2,466,000		62.40
附帯事業収入	150,000	150,000			0.11
基本財産運用収入	1,000	41,000		40,000	0.00
特定資産運用収入	7,000	12,000		5,000	0.00
補助金等収入	5,800,000	9,072,000		3,272,000	4.17
業務委託料収入	960,000	960,000			0.69
雑収入	1,296,000	1,243,000	53,000		0.94
基本財産取崩収入	19,533,000	27,435,000		7,902,000	14.04
特定資産取崩収入	3,498,000	608,000	2,890,000		2.52
固定資産売却収入	1,000	1,000			0.00
会計内繰入金	118,000	118,000			0.08
繰越金	20,928,000	27,436,000		6,508,000	15.05
収入合計	139,083,000	151,401,000		12,318,000	100



一般会計支出

(円)

款	本年度予算	前年度予算	比較		割合(%)
			増	減	
土地改良事業費支出	47,113,000	43,306,000	3,807,000		33.88
一般管理費支出	73,815,000	69,268,000	4,547,000		53.08
土地改良事業負担金支出	1,401,000	21,000,000		19,599,000	1.00
固定資産取得支出	4,400,000	3,401,000	999,000		3.16
基本財産積立支出	7,027,000	7,749,000		722,000	5.05
特定資産積立支出	3,683,000	5,871,000		2,188,000	2.65
雑支出	1,000	1,000			0.00
会計内繰出金	118,000	118,000			0.08
予備費	1,525,000	687,000	838,000		1.10
支出合計	139,083,000	151,401,000		12,318,000	100

令和5年度事業概要について

令和5年度において予定されている事業は下記のとおりですが、事業実施の時点で事業費の割当等により多少の変更がある場合もあります。

【通年維持管理事業】

(単位:千円)

事業種別	事業内容	事業費	摘要
山形県管理業務委託 基幹水利施設管理事業	東二号幹線用水路 L=5.5km	1,000	高寺分水工～ 柳久瀬九日田分水工
幹線用排水路等維持管理	草木刈払・土砂浚渫 業務等	170	
幹線用排水路等工事	道水路補修及び早魃 対策安全対策工事	4,290	

令和5年度賦課金について

○ 納入期限 〔第1期〕 令和5年4月28日(金) 〔第2期〕 令和5年10月31日(火)

※ 納入期限を過ぎた賦課金には延滞金(年利10.95%)が加算され徴収されます

※ 督促状が発行された場合には延滞金と督促手数料(400円)が加算され徴収されます

会計	内 訳		第1期	第2期	前年度比較
一般全地区	① 経常費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,060			
	② 共同管理費	340			
	合計(①+②)	4,400	2,200	2,200	-
一般パイプ地区	① 経常費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,060			
	② 共同管理費	340			
	③ 維持管理費	4,000			
	合計(①+②+③)	8,400	4,200	4,200	800
圃場オープン地区	適正管理費	200	-	200	-
圃場パイプ地区					
柳久瀬地区					
後田地区					
第3事業区地区					

(10a当り 単位:円)

令和5年度地区除外決済金一覧

地区名	決済金額
維持管理事業費(一般全地区)	180,878
維持管理事業費(一般パイプ地区)	120,000
県営圃場整備事業費〔第7事業区〕	6,000
県営柳久瀬地区圃場整備事業費	6,000
県営後田地区土地改良総合整備事業費	6,000
第3事業区圃場整備事業費	6,000
第5事業区圃場整備事業費	6,000

(10a当り 単位:円)

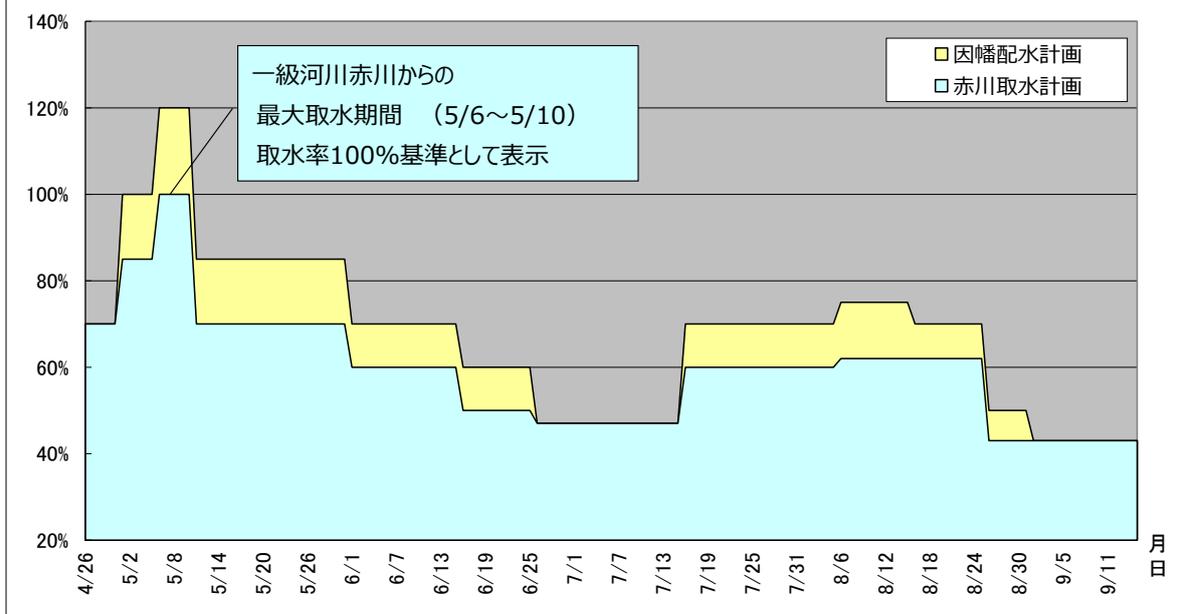
令和5年度 因幡堰土地改良区 期間区分別配水計画について

農業用水かんがい期間 (4月26日～9月15日)

期間区分	浄化用水 ～4月10日	水路維持用水(15日)			代かき期(15日)			普通期 5月11日～(21)
		4月11日～(5)	4月16日～(5)	4月21日～(5)	4月26日～(5)	5月1日～(5)	5月6日～(5)	
赤川取水計画 規定流量(t/s)	4.500	11.881	16.752	23.322	29.012	35.229	41.446	29.012
代かき期最大 に対する 赤川取水率	11%	29%	40%	56%	70%	85%	100%	70%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	11%	29%	40%	56%	70%	100%	120%	85%
ファームポンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

期間区分	普通期(128日)							浄化用水 9月16日～
	6月1日～(15)	6月16日～(10)	6月26日～(20)	7月16日～(21)	8月6日～(20)	8月26日～(6)	9月1日～(15)	
赤川取水計画 規定流量(t/s)	24.867	20.723	19.479	24.867	25.867	17.821	17.821	4.500
代かき期最大 に対する 赤川取水率	60%	50%	47%	60%	62%	43%	43%	11%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	70%	60%	47%	70%	75%	50%	43%	11%
ファームポンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

令和5年度 赤川取水計画及び水土里ネットいなば配水計画表



※異常気象等も含めて渇水によっては、水源である赤川からの取水制限等により、本配水計画に大幅な変更が生じることもございます。その場合は速やかに地区総代、または生産組合長に報告し、渇水対策に努めますので、それぞれの地区におかれましても、更なる節水にご協力をお願いいたします。

パイプ地区における電気料金高騰に伴う賦課金の値上げについて

令和4年度は昨今の時世に伴う電気料金の急激な高騰が最も大きく、使用した電力量は令和3年度と同程度だったにもかかわらず電気料金は大幅な増加となり、これまでの最高額となりました。

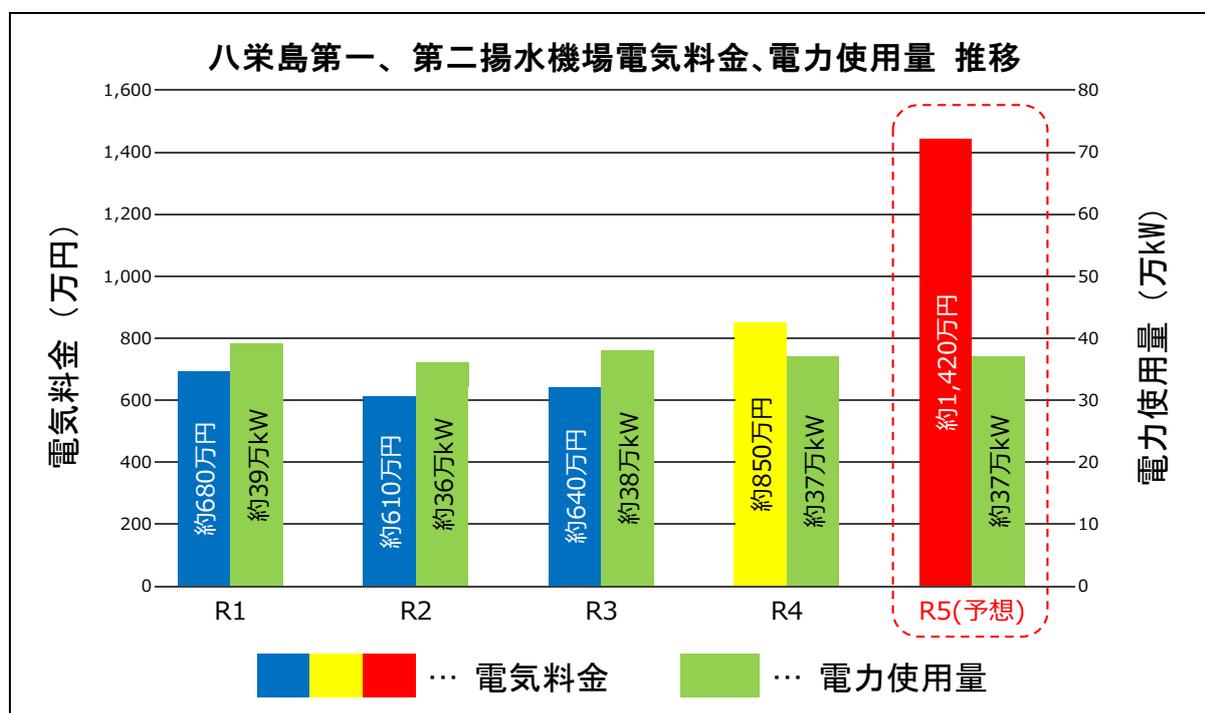
令和5年度では、電力会社の電気料金見直しにより更に高騰すると予測され、そのため10カ年毎に賦課金を検討して、計画的に資金運用してきたパイプ地区会計が維持できないことが予想されます。

つきましては下記の通りパイプ会計維持と将来に向けた更新費等の負担軽減を目的とし、パイプ会計賦課金値上げを実施いたしました。また、組合員の皆様には適切な水管理や揚水機場の運転に伴う使用電力の更なる節電に努められますよう、合わせてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

◎パイプ地区賦課金

令和4年度 賦課金	令和5年度 賦課金	比較
3,200円	4,000円	800円増



暗渠排水による農地の陥没や空洞化現象について

～ 近年増加傾向 ～ 注意!!

近年、農地に筋状の陥没箇所や表土層下部の空洞化が現れてきております。

原因として上げられるのは、暗渠施工農地の連続的休耕や転作地としての利用によって生じる長い期間水閘を開けたままの状態が続いたことによる**モミガラ**の炭化によるものです。

モミガラは濡れている状態では酸化せず弾力性を維持できるのですが、一旦、酸化による炭化が進むと弾力性やその厚みを失い、そのことによってその箇所に空洞やそれに伴う陥没が生じるのです。

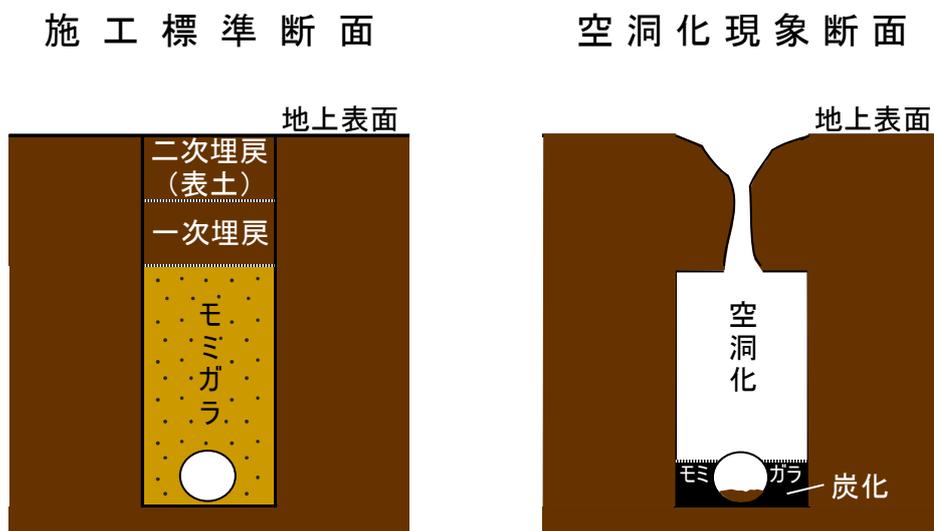
対策としては田畑輪換をおこなったり、連続して転作地への対応をしている農地でも、作付け期間が終わったらこまめに暗渠の水閘を止め暗渠の効果とモミガラの維持のために、水分を与えることに心がける必要があります。

また、現象が発生した場合の対応としては、発生時期として一番多いのが春の耕運作業のときですので、深めの耕運と丁寧な代掻きを実施してください。(管などを用いてモミガラを投入することも有効な手段です。)ただし、田植え完了時に発生した場合については、一時的に土嚢に土を入れその穴を塞ぐようにしますが、来春までには念入りな調査と完全な対応をしてください。

基本的に 暗渠排水工は「個人の財産」です。

土地改良区では対応しておりませんので、適切な管理と維持に努めましょう!

【暗渠排水工断面図】

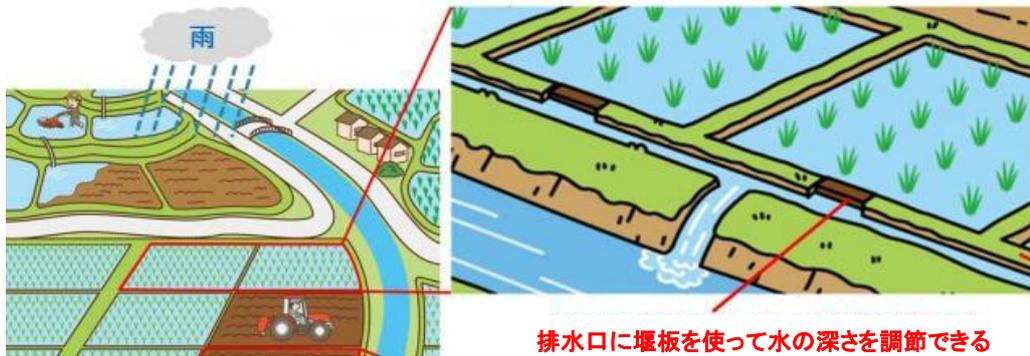


★ みんなで取り組もう ★

田んぼダムによる防災・減災

農地・水・環境保全組織いなばエコフィールド協議会

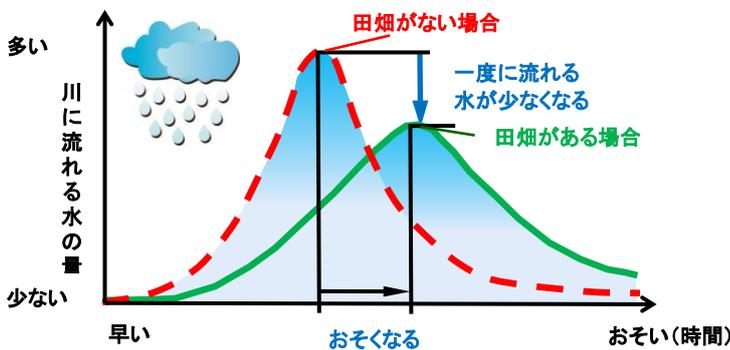
田んぼダムの仕組み



【田】
畦に囲まれている田は、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと下流に流すことができる。

畦

排水口に堰板を使って水の深さを調節できる



【降雨時、川に流れる水量の変化】

田畑のある場所では、雨量を貯留することができるため、一度に川に流れる水量を減らすことができる。

田んぼの湛水状況



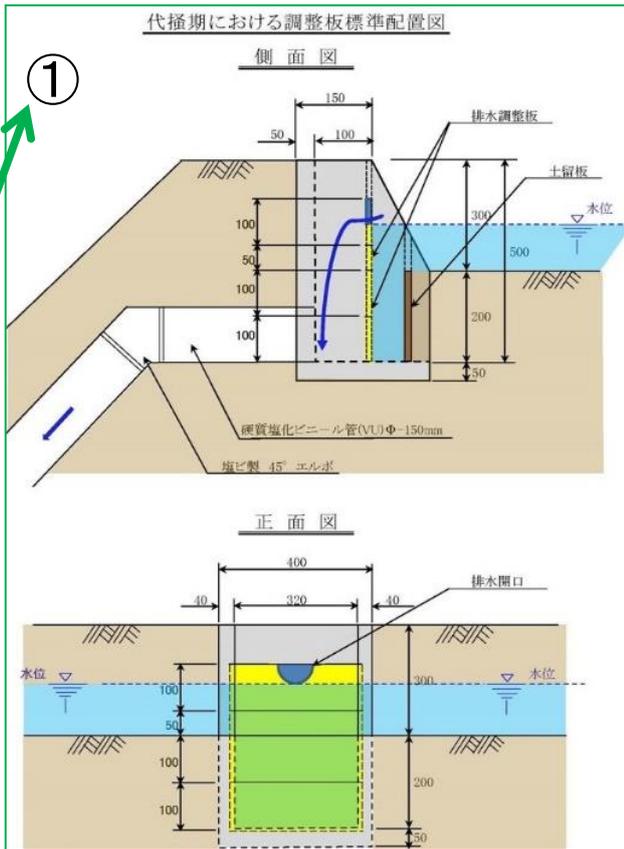
水位調整板の設置状況



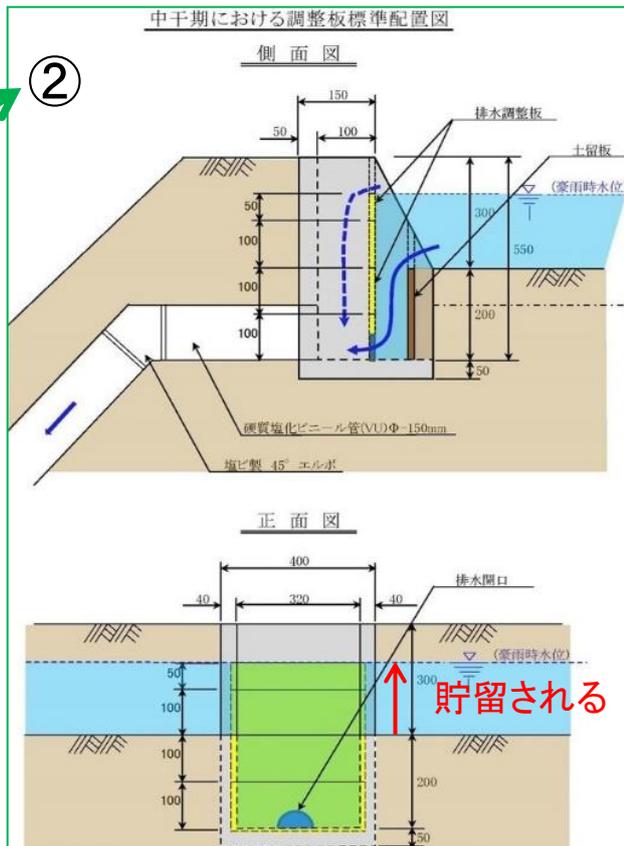
本地区では、ほ場整備後、個々の農家が簡易的に塩ビ管やヒューム管を設置し排水対応を行っていたが、近年、発生が増している豪雨の際には、排水対応と排水施設等の保全に苦慮し、排水溝畦の洗堀や法面崩壊が発生していた。

このため、排水溝畦と法面の補強を行うとともに、水田の排水口に調整板を設置して水田の貯留機能向上を図ることで、大雨時のダム的な貯留効果を発揮している。

田んぼダムの実施時期（5～7月）と効果



時 期	①代かき期
田面状況	湛水している。
水田貯留機能	水田に降った雨は、そのまま排水される。
田んぼダム効果	無（小さい）
突発的な豪雨発生時	そのまま排水される。



時 期	②中干し期
田面状況	湛水していない。
水田貯留機能	水田に降った雨は、一時的に貯留されて、ゆっくり排水される。
田んぼダム効果	有（大きい）
突発的な豪雨発生時	一時的に貯留されて、ゆっくり排水される。

田んぼダムの取り組み

田んぼダムとは水田が持っている水を貯める機能を利用し、大雨が降った時に雨水を田んぼに一時的に貯留することで、水田からのピーク流出量を抑制することにより下流域排水路や河川の洪水被害を軽減する取り組みです。

現在、農家による田んぼダムの取り組みが治水施設を補完する新たな役割を担い、地域防災・減災に繋がる浸水被害緩和策の一つとして注目を集め、全国的に取り組みが広がっています。

田んぼダムの取り組みを支援します！

これから田んぼダムをはじめたい農家については、本区で事務受託しております『いなばエコフィールド協議会』、『高寺エコフィールド』多面的機能支払保全組織より『水位調整器』と『強化プラスチック製水位調整板』の配布が可能です。あわせて取り組み実績に応じて500円/10aを作業協力金として農家に交付できるよう、これら保全組織の活動を土地改良区としても支援いたします。（～令和5年度まで）尚、詳細につきましてはホームページに掲載しておりますが、ご不明な点等ございましたら因幡堰土地改良区もしくは地区総代までお問い合わせください。

【サイトURL ⇒ <https://www.inabazeki.or.jp>】

※今期最終年度に活動要件を達成した保全組織は次期5カ年（令和6年度～令和10年度）について取組の継続が可能となります。

国土交通省より

「流域治水オフィシャルサポーター」として認定されました！

近年の気候変動の影響により、深刻な水災害等が発生し、甚大な人的被害や経済的損失をもたらしていることから、国土交通省では、あらゆる関係者との連携のもと、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水オフィシャルサポーター制度」が創設されており、令和5年6月30日に本区を含めた62の企業・団体等が「流域治水オフィシャルサポーター」として初の認定を受けましたのでお知らせいたします。

本区としては、ひとえに長年「田んぼダム」に取り組まれてきた管内農家の努力が、この認定となったものと農家関係組合員を誇りに感じております。

これからも関係省庁との連携のもとに、この取組を幅広く周知しながら、更なる流域治水の普及・啓発に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



事務所（玄関）いなば展示場



水位調整器



水位調整板



多面的機能支払交付金農地維持支払活動の写真を必ず撮ろう!!

『ここがチェックポイント』

時期	内容	会議・役員会	農用地	水路・パイプライン	農道	植栽・ゴミ拾い ・田んぼダム
4月	機能点検及び断		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	春
	計画策定	 □写真撮影・□日報提出	※会議・役員会については、4月に限らず通年をとおして実施した際に必ず写真撮影をお願いします。飲料、茶菓子の購入・公民館使用料の請求がある場合、 活動写真がないと事業からの支出ができなくなります。			
	泥上げ		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		
	ゴミ拾い	※ゴミ拾いは、 農業施設（農用地・水路・農道）のゴミ拾い をしている写真（背景に農業施設が写っている）を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
5・6月	植栽活動	※植栽活動は活動写真も必要ですが、 農業施設（農用地・水路・農道）に定植またはプランターを設置している（並べられている）写真 を必ず撮るようお願いいたします。				 □写真撮影・□日報提出
6・7月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 トラクター・モアの使用	 <p>工事名 田んぼダム取組確認 場所 大瀬分 4号(4) 日付 3年 7月 3日 撮影者: 菅原 直己</p>
5・7月	田んぼダム	 現地確認状況	 取組履行確認	 大雨等の洪水時	 田んぼダムの状況	 □写真撮影・□日報提出
7・8月	異常気象等の見回り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		夏
9月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		秋
その他	物品購入	 仮置き砕石	 刈払機	 購入資材・リース機械の使用状況	赤土・砕石、刈払い機等備品の購入または、機械をリースした際は、購入・リースした 物品と使用状況 を撮影するようお願いいたします。	

交付手数料

○ 各種文書交付手数料は、下記のとおりです

種 類	金額(円)
区費賦課証明書	550
農林漁業資金年賦償還計画証明書	770
原簿の謄本及び抄本	550
土地改良事業地域に関する証明書	550
原簿閲覧	330
事業計画図面閲覧	330
換地計画確定図面閲覧	330
各証明書等副本	220
謄写図面交付	110 以上

種 類	金額(円)
農地転用に関する意見書(普通)	2,200 以上
農地転用に関する意見書(複雑)	4,400 以上
固有地に関する承諾書及び意見書	2,200 以上
工作物設置承諾書	2,200 以上
流水使用、排水等の許可申請書	5,500 以上
土地改良財産使用等の承諾申請書	3,300 以上
各承諾許可書等副本	220
現地立会料	2,200

土地改良区からのお願いとお知らせ

○ 下記に該当する場合は、土地改良区への届出をお願いいたします

①組合員の変更

- 贈与・相続による名義変更
- 農地の移動
(売買・貸借権・交換等)
- 年金等による経営移譲
- 住所の変更
- 振替口座等の変更

②農地の転用

- 田んぼを宅地等に転用
- 公共用地(道路等)買収による転用

※農地転用の際は土地改良区の規定により決済金を納付していただくこととなります。

③土地改良施設等の使用

- 土地改良区管理施設の使用
- 雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- 土地改良施設用地を出入口等に使用

重要!

改良区への届出は自己申請ですので、届出がない場合は賦課台帳等の変更はされず現資格者に賦課されます。また、滞納賦課金のある農地への変更の場合は土地改良法第42条第1項により新資格者に滞納賦課金が承継されますのでご注意ください。

○ ホームページをご活用ください



サイトURL ⇒ <https://www.inabazeki.or.jp>



←QRコードはスマートフォンのカメラ・QRコードリーダー等で読み取りをしてください。

農業用水情報や田んぼダムの取り組み、イベント情報など最新情報が確認できます。

他にも

組織概要・賦課金関係・アクセス(事務所所在地)
お問い合わせ・届出申請・水質調査結果 など



3年ぶりの総代視察研修開催



R4.11.10 名取土地改良区ほ場

東日本大震災により甚大な被害を受けた農地を復興整備事業により大区画ほ場整備を実施し、農地の面的な集約、経営規模の拡大等を実現させた経緯や事業効果等について研修しました。



R5.6.28 刈谷田川土地改良区

国営『刈谷田川地区』における需要主導型水利システムの整備構想、田んぼダムを取組を推進するために、行政からの支援やその協力内容と今後の方向性について研修しました。

ご対応いただいた改良区の皆様、ありがとうございました。

曇り空のもと6月14日に水神祭を執り行いました。鶴岡市馬渡の神主 松平久和氏より御祈祷していただき水の恵みと安全、秋の豊穡を祈願しました。

水神祭
R5.6.14



古郡記念碑



川上神社（高寺）

いなば子供未来クリエイター

子供未来クリエイターとは、次世代により良い環境を引き継ぐために様々な体験活動に参加し、環境に興味を持って地域づくりやサポートができる人材を育成するために平成15年に創設した資格制度です。



初級

A・Bコースいずれかの条件を修了された者



中級

A・Bコースともに条件を修了された者



上級

中級を取得し、Cコースの条件を修了された者

令和5年3月末現在の認定者は
初級 156名、中級 12名、上級 61名となりました。

※田んぼの学校等の参加についてはホームページでお知らせしております。

Aコース【農村農業体験コース】

1. 田植え体験
2. 田んぼの除草体験
3. 田んぼの水源・林業体験
4. 稲刈り体験
5. 農村食文化体験(収穫祭)

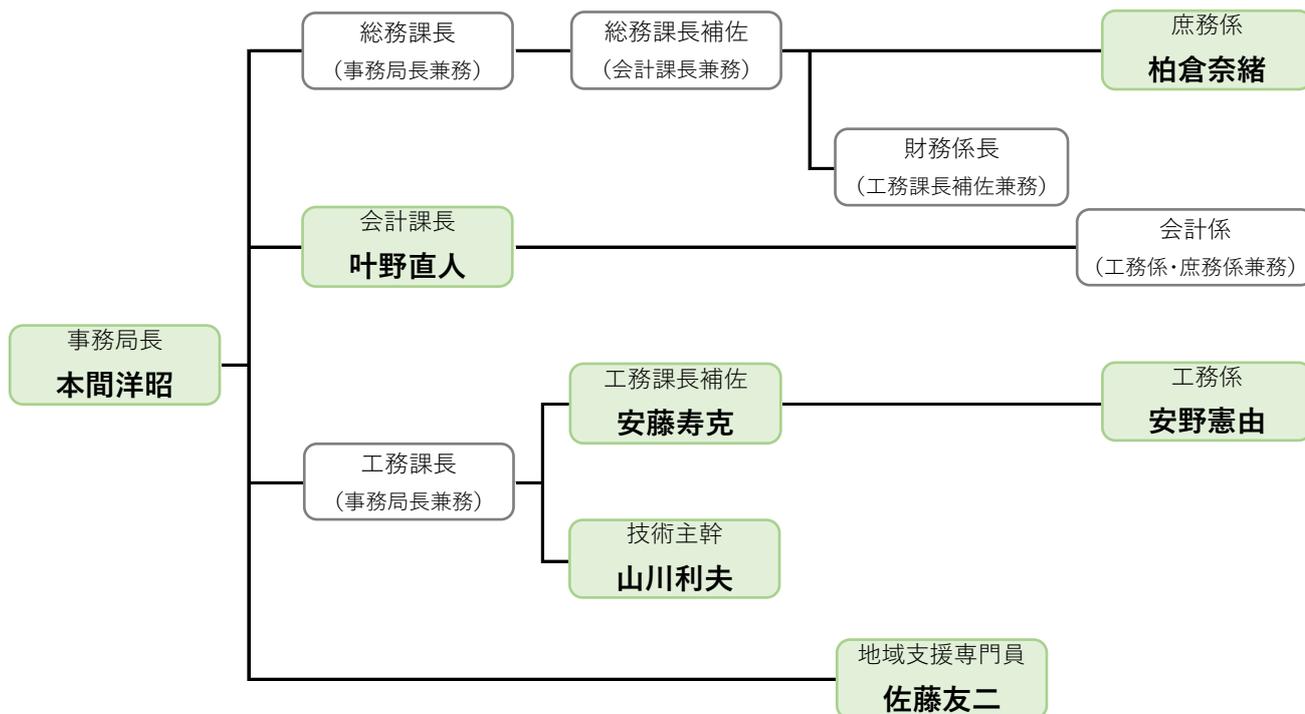
Bコース【農村環境活動コース】

1. 農村環境づくりの活動(ワークショップ等)
2. 農村環境における調査活動(歴史・農地・水等)
3. 農村環境の生きもの調査活動
4. 農村環境の生きもの救出活動
5. 農村環境の清掃活動

Cコース【農村体験企画コース】

1. いなば子供未来クリエイター(中級)を取得しいなばの学校企画運営スタッフとして2年間活動した者。

令和5年度事務局体制



●各揚水機場の備員は次の方々です。

施設名	所在地	氏名	施設電話番号
幹線施設・監視 (八栄島第2揚水機場)	区域全域	佐藤 隆	
三和第1、第2揚水機場 (八栄島第2揚水機場)	三和	富樫昭雄	
八栄島第1、第2揚水機場	八色木 小中島	小鷹正廣	080-1651-4191

土地改良功労者表彰授与



令和4年10月31日に『山形テルサ』にて開催された第41回 山形県土地改良大会において、本区より3名が土地改良功労者として表彰を受けられました。

《表彰者》

第1理事 成田道哉氏 (写真中央)
 総括監事 富樫俊昭氏 (写真右)
 工務課長補佐 安藤寿克氏 (写真左)



去る12月5日、総代 鈴木良一氏 (小中島) がご逝去されました。
 心よりご冥福をお祈りいたしますとともに謹んでお悔み申し上げます。

水土里ネットいなば基本理念

我々の美しい里には、豊かで親密な人間関係と豊富な水と土地がある。
水土里ネットの存在意義を考え、《 次の世代に『水』『土』を引き継ぐ 》
水土里ネットの新たな役割を果たす、《 地域と共に『人』を育む 》
よって、水土里ネットが担うべき環境保全とは、『水』『土』を守り
『人』を育むことである。

本区は、この理念を基に国民に信頼され、地域社会に必要とされる組織
として認められるよう地域との連携を図りながら、積極的な活動を展開し
ていきます。

※ 理念とは、物事に対してこうあるべきだという根本の考えです。また、理念は、持つことで言動
や行動に一貫性を持てるものでもあります。

土地改良区の強みは、地域密着型であること。 顔の見える強い信頼関係に裏打ちされた
地域保全を根っこで支えている必須組織であります。

**水土里ネットいなばの第一義は、地域に必要とされること。
これこそが、本区の理念です。**

これからも急激な時代の変化に本地域が取り残されないよう組合員の皆様の貴重なご意見に
真摯に耳を傾け、十分検討を行った上で 信頼やご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、
引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



安全教育に勝る安全対策はありません。
 用排水路・揚水機場周辺での遊びは非常に危険ですので、
 ご家庭でも十分に話し合う機会を設けていただきながら、事故防
 止にご協力をお願いいたします。



事故等緊急連絡先

080-1842-3050 (工務課直通)